

独立行政法人化に伴う政府出資額等の増減について

平成19年8月31日

平成19年6月11日の参議院決算委員会において決議された「特殊法人の独立行政法人化等に係る会計処理の透明性の向上について」において、「政府は、特殊法人の独立行政法人化等に伴い減少した国の資産の額及び減少した理由について法人別に明確にし、説明責任を果たすべきである。」とされていることを踏まえ、別紙のとおり公表する。

旧法人名	国際観光振興会	政府出資額	1,547,384,000円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人国際観光振興機構	政府出資額	1,397,611,782円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成15年10月1日	増減額	△149,772,218円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>独立行政法人国際観光振興機構法（平成14年法律第181号）（抄）</p> <p>附則</p> <p>（国際観光振興会の解散等）</p> <p>第2条 国際観光振興会（以下「振興会」という。）は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に於いて機構が承継する。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 第一項の規定により機構が振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（交付金勘定に係るものを除く。）から負債の金額（交付金勘定に係るものを除く。）を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。</p> <p>7 （略）</p> <p>8 前二項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>9・10 （略）</p>		
政府出資額が増減した理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府出資金で取得した資産の減価償却費及び固定資産除却損による減（約△1.8億円） ・ 独立行政法人移行後は行わないことにした「日本人海外旅行対策事業」に係る出資金の国庫返納による減（約△0.5億円） ・ 資本剰余金の資本金への繰入れによる（約0.8億円） 		
備考			